

地域と共生した再生可能エネルギーの 大量導入に向けて

2022年10月
資源エネルギー庁

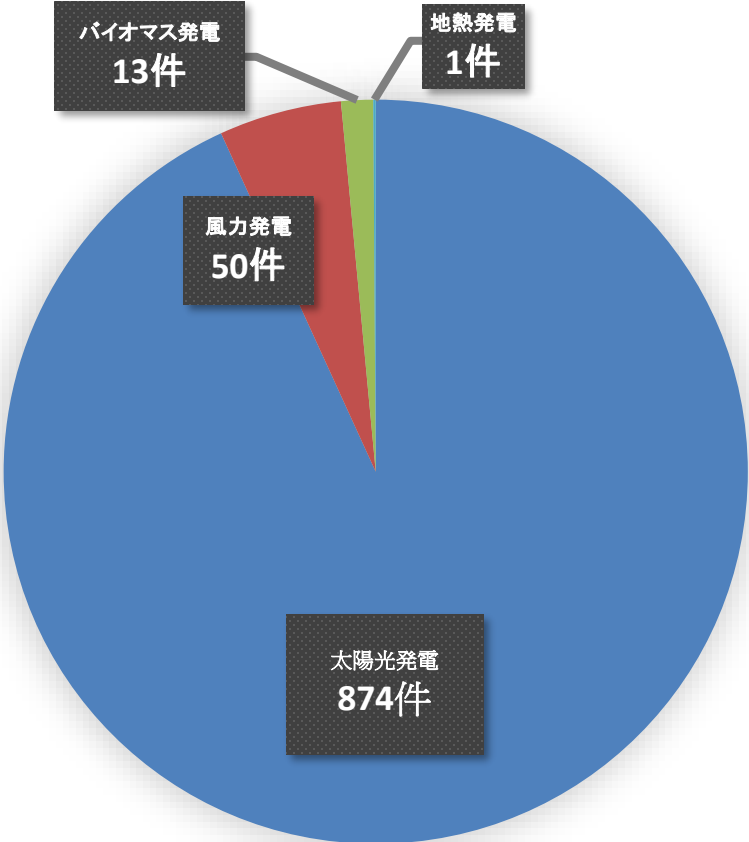
地域と共生する再エネ導入に向けたこれまでの取組

- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠である。
- そのため、これまでも主に以下のような取組を進めてきたところである。
 - ① 2016年法改正を踏まえ、条例を含む関係法令遵守を認定基準として規定（2017年）
 - ② 事業計画策定ガイドラインにおいて住民との適切なコミュニケーションを努力義務化（2017年）
 - ③ 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置・開催（2018年～）
 - ④ 廃棄等費用の外部積立て等を内容とする改正再エネ特措法の成立（2020年、2022年施行）
 - ⑤ 分割や飛び地等のFIT制度の趣旨を逸脱した案件に対応するための随時の運用見直し
- しかし、FIT制度の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は依然として存在している。
- こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築することが必要である。

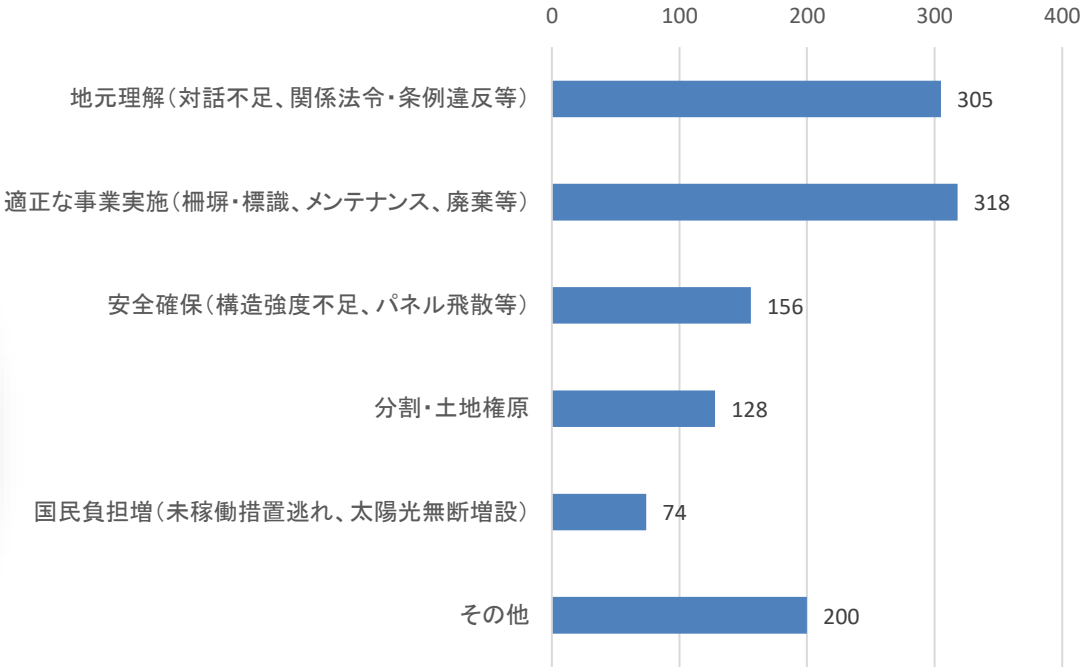
不適切案件に関する情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容

- 地方自治体や住民の方々からの懸念事例の相談を受け付けるため、2016年10月から、資源エネルギー庁のHP上に「不適切案件に関する情報提供フォーム」を設置している。

＜情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（電源種別）＞
※2016年10月～2022年9月までの通報内容（累積）



＜情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（内容別）＞
※2016年10月～2021年9月までの相談内容（累積）



※ 1つの相談内容に複数の項目が含まれている場合、それぞれの項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

情報提供フォームに寄せられた地方自治体や住民の方々の声の分析

- **2016年10月から2022年9月までに938件の相談**を受け付けており、ここ1年**相談件数は増加傾向**にある。（昨年報告時点（2016年10月～2021年7月）では738件）
- 受け付けた相談は、柵塀・標識設置等の再エネ特措法の義務に関する内容については、地方経済産業局に共有し対応しているほか、関係法令（条例含む）に関する相談については地方自治体等の関係行政機関への共有、安全に関するものについては保安部局への共有を行い、対応を要するものについては、指導等を行っている。
- 情報提供フォームに寄せられた相談内容を大きく分類すると、
 - ① **地元の理解を得ないまま事業が進んでいくことへの懸念**（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
 - ② **適正な発電事業が一貫して行われるかへの懸念**（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
 - ③ **事業実施の大前提となる安全に関する取組への懸念**（構造強度への不安、パネル飛散等）となっている。

地元理解の促進に向けた自治体との連携強化（条例データベース・申請情報の共有）

<条例データベースの構築>

- 再エネ特措法においては、2017年から条例を含む関係法令遵守を認定基準とし、地域の実情に応じた条例への違反に対し、再エネ特措法に基づく指導等が可能となっている。
- 地域共生を円滑にするための条例策定を検討したい自治体をサポートする観点から、既存の再エネ条例に関するデータベースを構築し、2021年8月から、自治体への提供を開始。電源種、同意プロセスの有無（首長同意等）、必要な手続・区域指定（届出、抑制区域指定）の内容・類型等についてソート可能な形としており、今後も自治体の声を踏まえて随時見直す予定。

<申請情報の共有>

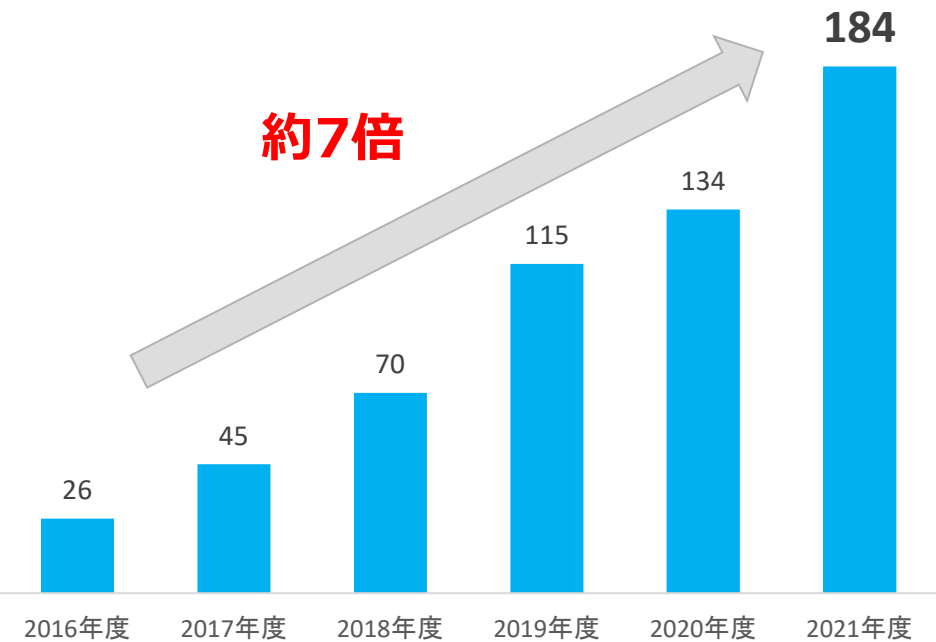
- 条例をはじめとする法令遵守状況や安全上の問題等の地元の懸念に早期に対応する観点から、事業の初期段階において、必要に応じて自治体が関わっていくことが重要。
- そのため、発電設備の立地する自治体に限り、事業者から経済産業省に対し、再エネ特措法に基づく認定申請があった段階で、域内で認定申請があった事実、事業者名、設置場所等の法令遵守状況の確認のために必要な限度の情報に限り、2021年8月から、共有を開始。
- これにより、申請時点から関係法令遵守の観点で自治体が案件に今以上に関与し、当該事業者とコミュニケーションをとることが可能となり、地域と調和的な再エネの導入に繋がると考えられる。



再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況

- 近年、自然環境や景観の保全を目的として、再エネ発電設備の設置に抑制的な条例（再エネ条例）の制定が増加していることを踏まえ、全国の自治体を対象に条例の制定状況を調査し、1,439の自治体から回答を得た（回答率80.5%）。
- 2016年度に26件だったものが2021年度には184件と6年で約7倍に増加し、全国の自治体の約 1 割が、再エネ条例を制定している状況。
- このうち、130件の条例は、再エネ発電設備の設置に関し、抑制区域や禁止区域を規定しており、中には埼玉県川島町の条例のように、域内全域を抑制区域とする例も見られる。

再エネ条例は近年増加（再エネ条例制定件数推移）



○川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例 概要
（施行日：令和3年1月1日）

- ・抑制区域：配慮が必要と認められる地域を抑制区域として指定
※施行規則により、川島町全域を指定
- ・周辺関係者への説明：周辺関係者に対し説明会を開催
- ・標識の掲示：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・報告の徴収：事業に関する報告を求めることができる
- ・立入検査等：事業区域に立ち入り、必要な調査を行うことができる
- ・指導、助言及び勧告：指導、助言及び勧告を行うことができる
- ・公表：勧告に従わない場合、公表することが出来る

住民とのコミュニケーションを促す条例①

- 地方自治体の策定した条例において、住民とのコミュニケーションを促すための様々な規定が設けられている。

■ 愛知県岡崎市（岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例）

- ・ 周辺住民を対象とした説明会の開催（原則3回まで）、市長との事前協議が必要。
- ・ 地域住民からの要望と事業者の回答が合意に至らない場合、地域住民と事業者双方の同意に基づき、市があっせんや調停の手續が行われる。

■ 岐阜県中津川市（中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例）

- ・ 自治会等への説明会の後、市長への届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定締結を義務化。

■ 栃木県佐野市（佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例）

- ・ 地域住民等に対し設置事業計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に標識を設置し、設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対する説明会開催の義務化。

■ 長野県上田市（上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例）

- ・ 地域住民等に事業計画を公開し、周知するために市との事前協議の前に標識の設置を義務化。

住民とのコミュニケーションを促す条例②

- 地方自治体の策定した条例において、住民とのコミュニケーションを促すための様々な規定が設けられている。
- 滋賀県大津市（大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例）
 - ・ 住民又は事業者の要請により、市によるあっせんの申請が可能。その際、外部有識者への意見照会（紛争調整委員会）等調停に向けた手続きを組み込む等、意見調整や紛争解決に向けた制度を導入。
- 岐阜県可児市（可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例）
 - ・ 希少植物が生息する湿地保護を目的に、地域住民が専門委員会を組織して太陽光発電事業者と協議・湿地保護に関する協定を締結。
 - ・ 地域住民への情報提供や、事業区域の周囲にフェンス等の設置を義務化。
- 茨城県石岡市（石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例）
 - ・ 近隣住民等と十分な協議を行うとともに市との事前協議を経て、許可申請を行うことを義務化。

国民への更なる情報提供（公表情報の拡充）

- 2016年の再エネ特措法の改正に基づき、現在、国民への情報提供に資する目的で、**再エネ発電事業計画に記載された事項**の一部を**経済産業省ホームページにおいて公表**している。
- 今般の改正法において、**再エネ発電事業計画に記載された事項に留まらず、認定計画の実施の状況に関する情報の公表に関する規定**が設けられたことを踏まえ、計画記載事項の追加的公表を含め、**地元の理解促進、地域共生に資する情報を公表する**。
- 具体的には、公表情報の拡充の検討に当たって地方自治体へのヒアリングを行った結果や、廃棄WGにおける御指摘を踏まえ、**改正法の施行後、以下の項目を新たに公表**することとする。
- また、今後、地元の理解促進や地域共生に資すると考えられる情報が更に明らかになった場合には、追加での公表を随時、検討する。

- ① 稼働・未稼働の情報を把握することによって、自治体独自の指導等を効率的に行うことが出来るという声
 - **発電設備の稼働（運転開始月含む）・未稼働の状況【事業計画に記載なし】**
- ② 自家消費要件への該当性を把握し、災害時において地域において活用したいという声
 - **地域活用要件への該当性（低圧太陽光発電設備）【事業計画に記載あり】**
- ③ 廃棄等費用の積立て状況や内部積立ての取組について公表することで、適切に積立てがなされていることが明らかとなり、事業後の不法投棄等の地域の懸念解消につながるという御指摘
 - **廃棄等費用の積立てに関する情報【事業計画に今後記載予定】**

地元理解の促進に向けた自治体との連携強化（地域連絡会の活用）

- 第5次エネルギー基本計画において、再エネ主力電源化が示されたことを踏まえ、地域での再エネ理解促進のための先進的な取組を進めている自治体の事例等を全国に共有する場として、地方自治体と関係省庁を参加者とする連絡会を2018年10月30日に設置。
- 今般、第6次エネルギー基本計画において、「地域との共生を図りながら最大限の導入を促す」、「地域と共生する形での適地確保」といった方向性が示されるなど、再エネ導入に当たっては、自治体と連携しながら取組を進めていくことが一層重要となっている。
- そのため、こうした政府全体の動きについて共有するとともに、条例DBや申請時点での情報共有といった自治体との連携に関する取組の紹介などをテーマとし、第5回連絡会を2021年10月に開催。オンライン会議形式とすることで、約300の自治体が参加。

<開催実績>

2018年10月30日 第1回

- ・再エネ特措法の枠組みと法執行状況について
- ・条例制定事例や地域共生推進事例について 等

2019年2月25日 第2回

- ・分散型エネルギーシステムの構築等に向けた取組について
- ・標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まり方針について 等

2019年6月28日 第3回

- ・分散エネルギーシステムの確立に向けた取組について
- ・太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関する検討について 等

2019年12月6日 第4回

- ・適正な事業実施の確保や安全対策について
- ・地域と共生した再エネ事業の形成
- ・地域再エネ車座トーク（仮）の開催について 等

2020年度

- ・2020年度は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、地域単位（北海道、九州等）でオンライン会議も活用して開催

2021年10月14日 第5回

- ・地元理解の促進に向けた取組（条例DB、申請情報の提供等）
- ・適正な事業実施・安全の確保（FIT認定設備立地マップ、太陽電池発電設備の電気保安の確保に向けた取組）
- ・地域と共生する再エネ事業の促進（地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰等） 等

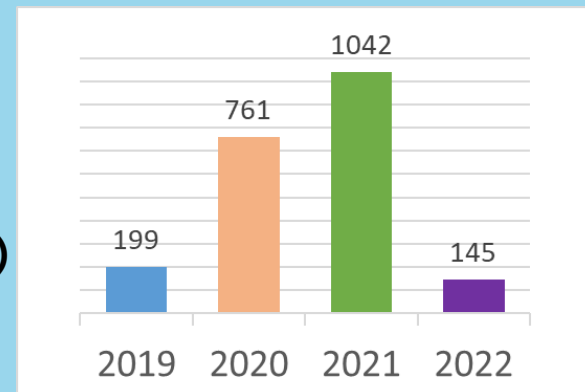
適正な事業実施の確保（柵塀・標識設置に関する取組）

<前提・制度趣旨>

- 再エネ特措法に基づき、①緊急時に連絡を取ることができるようにする、②適切に保守点検・維持管理し、第三者が容易に近づけないようにする観点から、認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵塀等の設置が義務付けられている。

<これまでの対応・課題>

- これまで、
 - ① 2018年11月及び2021年4月に標識・柵塀設置義務について注意喚起を実施、
 - ② 2021年4月から、全ての案件に対し、申請時において、供給開始までに柵塀・標識を設置することの誓約書提出を必須化
 - ③ 情報提供フォームや自治体・住民から柵塀・標識が未設置との情報が寄せられた案件については、その都度、必要に応じ、口頭指導や現場確認を行い、改善を促している。
 - ④ 昨年度後半から外部委託も活用した結果、指導件数は大幅に増加。
2019年度：199件指導（177件改善、22件改善待ち・対応確認中）
2020年度：761件指導（563件改善、198件改善待ち・対応確認中）
2021年度：1042件指導（659件改善、383件改善待ち・対応確認中）
2022年8月：145件指導（72件改善、73件改善待ち・対応確認中）



<今後の対応>

- 担当人員の増強を図るとともに、不適切案件の内容に応じて経産局・保安監督部が連携して対応。
- その上で、足りない部分については引き続き外部委託を活用することで、執行力の強化を図る。

認定失効制度について

- FIT制度導入以降、事業用太陽光のコストが急激に低減した一方、認定時の高い調達価格を維持したまま、運転が開始されない案件が大量に滞留。その結果、以下の課題が顕在化。
 - ✓ **国民負担の増大**：高額案件の稼働により国民負担が増大（一方、事業者の過剰利益に）
 - ✓ **コストダウンの停滞**：事業者は、未稼働高額案件の発掘・開発を優先
 - ✓ **系統容量の圧迫**：系統が押さえられていることにより、新規案件の開発が停滞
- こうした課題を解決すべく、これまで、早期の運転開始を担保するための**運転開始期限の設定**や、運転開始時点での事業コストを反映した**適正な調達価格の適用**など、累次の措置を講じてきた。
- 他方、なお未稼働の状態が長期間継続する案件が問題となっている状況に鑑み、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない案件について、**認定を失効する制度を導入**。

<失効期限日の設定について>

- ✓ **系統連系工事着工申込※¹を行っていない案件・・・運開期限※²の1年後に失効**

※ 1 認定事業者が送配電事業者に対して系統連系工事の申込みを行う手続き。農地法に基づく**農振除外・農転許可**、森林法に基づく**林地開発許可**を取得済であることを**提出要件**とする。

※ 2 認定日から運転開始期間（原則、太陽光：3年、風力：4年、地熱：4年、バイオマス：4年、水力：7年）が経過した日。2012～2018年度認定案件は、経過措置として、**2023年3月31日が失効期限**。

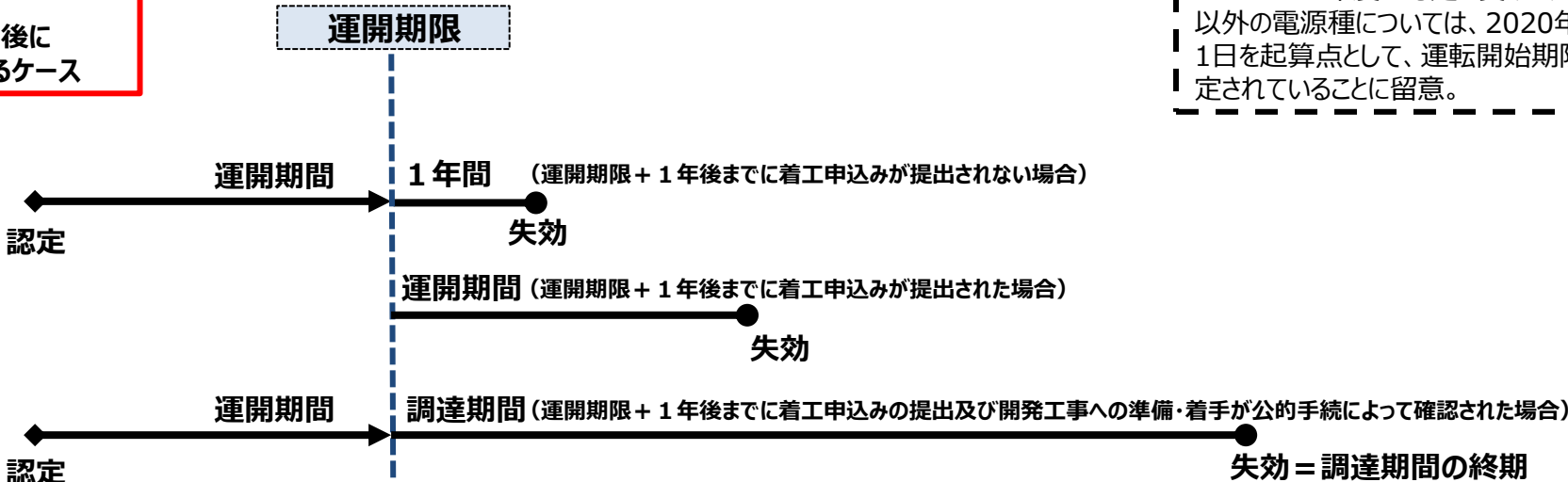
- ✓ **系統連系工事着工申込を行った案件・・・運転開始期限から、運転開始期間にあたる年数を猶予**
- ✓ **①環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等又は②工事計画届出により、開発工事への本格着手が確認できた案件・・・大規模案件を対象とした例外的措置として、失効リスクを免除**

失効制度のイメージ

基本 改正法施行日後に 運開期限を迎えるケース

- ①原則
- ②原則

- ③例外



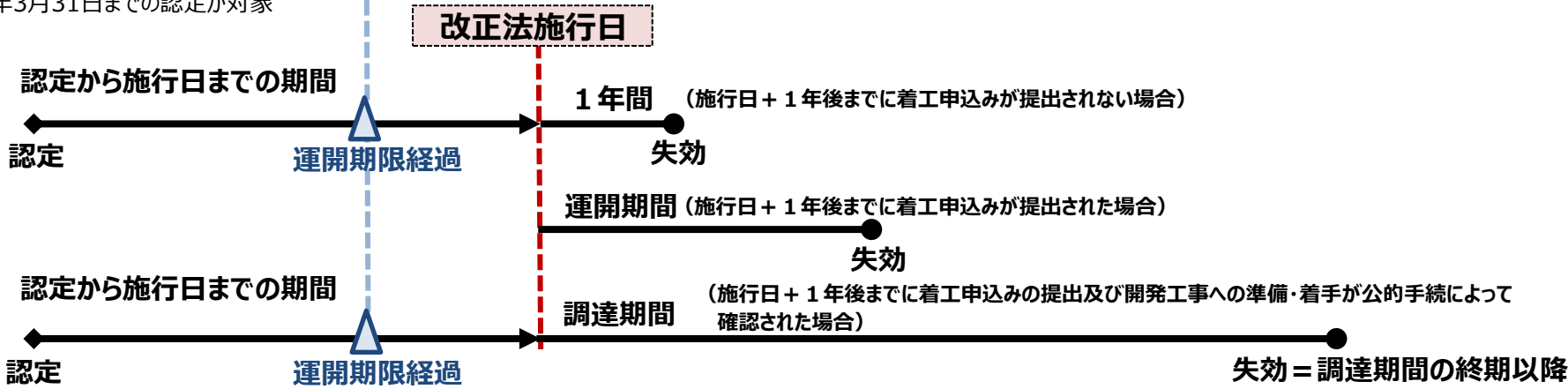
2012～17年度に認定を受けた太陽光以外の電源種については、2020年12月1日を起算点として、運転開始期限が設定されていることに留意。

経過措置 改正法施行日時点で 運開期限を超過しているケース

※太陽光発電の2019年3月31日までの認定が対象

- ①原則
- ②原則

- ③例外



再エネ発電設備の適正な導入・管理のあり方の方向性

- 再エネの大量導入や既設再エネの長期電源化を促す上では、地域共生や事業規律の徹底が大前提となる。
- このため、再エネ発電事業の各事業実施段階（①土地開発前段階、②土地開発から運転開始後段階、③廃止・廃棄段階、④横断的事項）に応じた主要な課題について、議論を実施。（「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」）。

＜再エネの適正な導入・管理に向けた検討＞

再エネの適正な導入・管理のあり方に関する検討会

【共同事務局：経産省、農水省、国交省、環境省】

- 事業実施における各段階（土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階、横断的事項）に応じて、
 - ・ 電源の特性を踏まえた立地のあり方等に関する政府全体での基本的な考え方の取りまとめ、
 - ・ 法令・条例等への違反案件に対応するための関係省庁・自治体との連携体制の強化
 - ・ パネルの廃棄処理適正化のための対応強化等について検討。

＜再エネの導入加速化に向けた検討＞

総合資源エネルギー調査会
再エネ大量導入・次世代NW小委員会



- エネルギーミックスの実現に向けて再エネの最大限導入を進めていくため、
 - ・ 適地の確保を含めた各省の再エネ政策の進捗の検証
 - ・ 既設再エネの最大限活用・長期電源化や次世代ネットワークのあり方等の検討を実施。

(参考) 再エネ発電設備の適正な導入・管理のあり方に関する検討会

- 本年4月、関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）が共同で検討会を立ち上げ（総務省もオブザーバー参加）、再エネ導入に取り組む自治体や大学有識者、廃棄物処理事業者等へのヒアリング等を実施し、10月7日にパブコメを踏まえた提言を公表。

<開催実績>

2022年4月21日 第1回

- 関係省庁の取組紹介
- 主な論点例の提示

2022年4月27日 第2回

- ヒアリング
 - ・山梨県
 - ・環境エネルギー政策研究所
 - ・横浜国立大学 板垣教授
 - ・構造耐力評価機構

2022年5月12日 第3回

- ヒアリング
 - ・那須塩原市
 - ・東京農工大学 五味教授
 - ・太陽光発電協会
 - ・全国産業資源循環連合会
 - ・株式会社 新菱

2022年6月6日 第4回

- ヒアリング
 - ・再生可能エネルギー
長期安定電源推進協会
 - ・送配電網協議会
- 第1～3回までの
委員意見・ヒアリングポイント

2022年6月27日 第5回

- 第1～4回までの
委員意見・ヒアリングポイント
- 勉強会の概要報告
- 林地開発検討会の概要報告

2022年7月19日 第6回

- とりまとめ（素案）の提示

2022年7月28日 第7回

- 提言（案）の提示

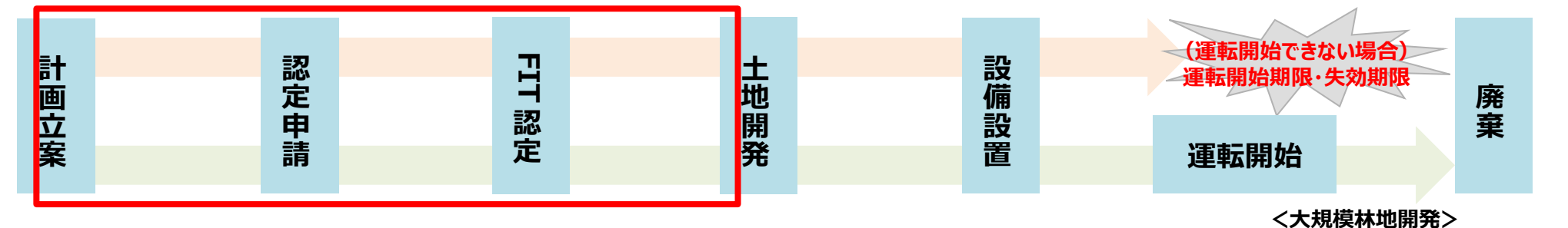
2022年7月30日～8月30日

- 提言（案）のパブコメを実施

2022年10月7日

- パブコメを踏まえた提言の公表

事業の各段階における取組の方向 ①土地開発前段階

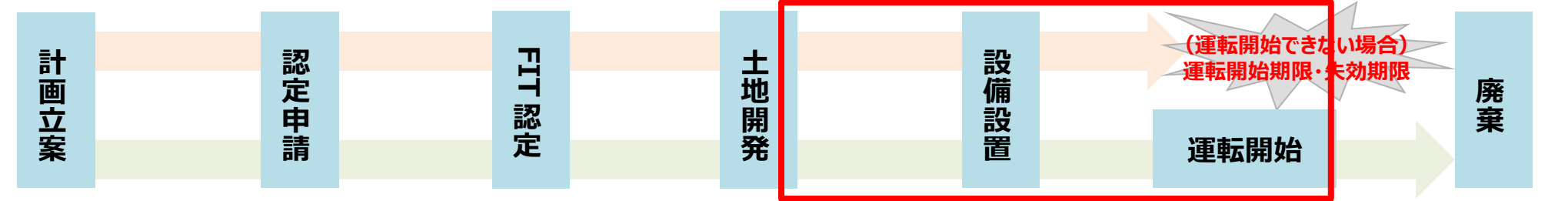


- 課題**
- 森林伐採を伴う区域など、住民が災害を懸念するエリアであっても、関係法令の許可主体（国、自治体）ごとに許可が出てしまい、工事が進んでしまう。
 - こうしたエリアでの導入抑制や制度横断的な許可基準の底上げが必要。



今後の主な対応案	
速やかに対応 （年内メドに対応）	➤ 太陽光発電設備の特性を踏まえた<u>開発許可に当たって考慮すべき事項</u>を関係省庁横串で整理し、<u>関係法令の基準・運用</u>へ反映。【経・農・国・環】 ➤ <u>太陽光発電に係る林地開発許可の対象基準の引下げ</u>（1ha→0.5ha）等の措置を講じる。【農】
法改正含め 制度的対応 を検討	➤ 再エネ特措法において、<u>森林法の林地開発許可対象エリア</u>や<u>盛土規制法の規制区域</u>等の立地場所に応じ、例えば関係法令の<u>許認可取得を再エネ特措法の申請要件</u>とし、必要な許認可を取得するまで<u>認定等を認めない</u>といった手続強化を検討。その際、住民の合意形成を踏まえ<u>自治体が設定した温対法の促進区域</u>への立地を誘導するため、<u>温対法との連携</u>を検討。【経・環】 ➤ 電気事業法における<u>工事計画届出時に関係法令の遵守状況を確認</u>し、<u>必要な許認可等の未取得での売電開始を防止</u>。【経】

事業の各段階における取組の方向 ②土地開発後～運転開始後段階



課題

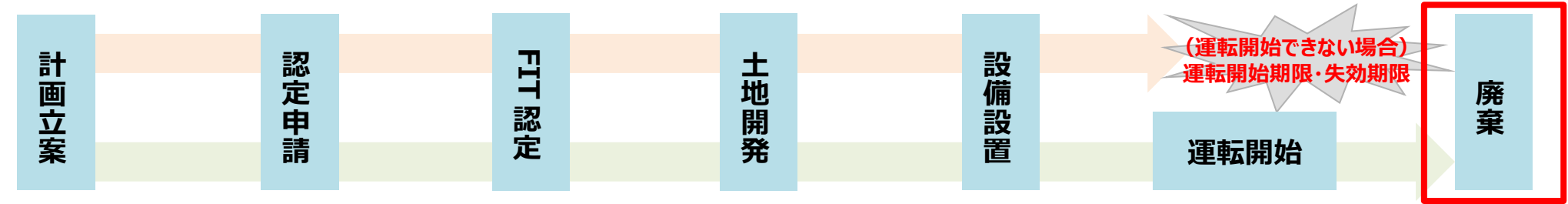
➤ 開発許可取得後、各法令の許可条件に係る違反が判明するケース（Ex.調整池の設置がない、管理不全など）もあることから、①運転開始前に違反状態を把握し、違反状態で売電を未然に防止する仕組みや、②違反が確認された場合、早期に解消を促す仕組みが必要。



今後の主な対応案

速やかに対応 (年内メドに対応)	➤ <u>土砂災害警戒区域等に立地</u>する太陽光設備に対する調査（約5,000件）を踏まえ、<u>災害リスクが高い設備</u>について優先的かつ機動的に<u>立入検査を実施</u>し、その結果の活用も含め関係省庁との連携を強化。【経・農・国】 ➤ <u>関係法令違反等に迅速に対応</u>するため、違反時における自治体から地方経産局への通報の流れ等の<u>対応フロー全体の整理</u>や<u>再エネ特措法認定システムを活用した情報の一元管理</u>など<u>自治体・地方経産局の連携体制を構築</u>する。【経・農・国・環】
法改正含め制度的対応を検討	➤ 法令違反等の早期解消を促すため、<u>違反時における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保</u>するなど<u>再エネ特措法上の新たな仕組み</u>を検討。【経】 ➤ 電気事業法における<u>工事計画届出時に関係法令の遵守状況を確認</u>し、<u>必要な許認可等の未取得での売電開始を防止</u>。（再掲）【経】

事業の各段階における取組の方向 ③廃止・廃棄段階



課題

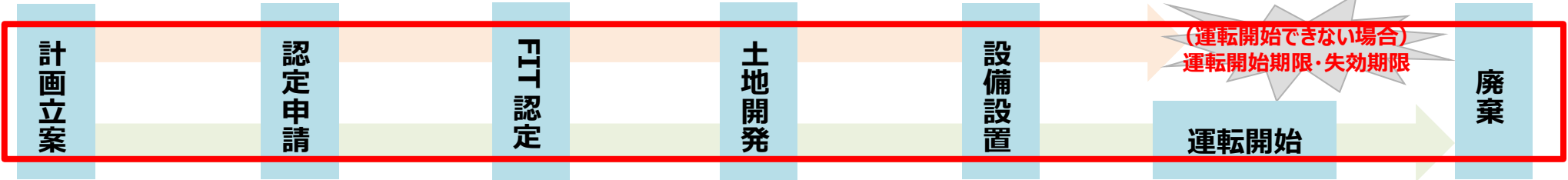
➤ 太陽光パネルの廃棄については、①足下、調達期間終了を迎えた**住宅用太陽光パネルの廃棄方法等に関する懸念**、②中長期では、**大量に発生するパネルを処理できるのかといった懸念**に対応するため、関係省庁の連携した取組が必要。

＜放置されたパネルの現況＞



今後の主な対応案	
速やかに対応 (年内メドに対応)	➤ 本年7月から廃棄費用の外部積立制度を開始。リユース・リサイクル等のガイドラインや廃掃法等の関連する法律・制度等に基づき適切に対応。事業者による放置等があった場合には、解体等積立金を活用可能。【経・環】 ➤ 太陽光発電設備の廃棄ルールや廃棄事業者等の必要な情報について、関係省庁が連携し、住宅用太陽光パネルの所有者や農業の現場の方々などへ周知。【経・農・環】 ➤ 業界団体とも連携し、太陽光パネルの含有物質等の情報を発信。今後の課題の顕在化に備え、含有物質が分からないパネルについて、成分分析等の実施のあり方を検討。【経・環】
法改正含め制度的対応を検討	➤ 2030年代半ば以降に大量発生が見込まれる事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための支援策やあるべきリサイクル制度のあり方について検討。【環・経】

事業の各段階における取組の方向 ④各段階共通



課題

➤ 各段階共通の事項として、①地域との合意形成に向けた適切なコミュニケーションが図れていない、②事業譲渡（転売）や関係事業者の法令違反などによって責任主体が曖昧となり、地域との信頼関係が毀損される、③非FIT・非FIP案件への事業規律などの課題が顕在化。

今後の主な対応案	
速やかに対応 (年内メドに対応)	➤ <u>地域との合意形成</u>に向けて<u>説明項目や周知対象等</u>について整理を行い、<u>再エネ特措法に基づくガイドライン等に位置付け</u>。<u>転売の場合も同様の対応（努力義務）</u>を求める。【経・農・国・環】 ➤ 非FIT・非FIP 案件について、当面は補助金案件が大宗を占めることから、関係省庁が連携し、<u>補助金採択の際に再エネの適切な導入・管理に関する基準</u>を設ける。【経・農・国・環・総】
法改正含め 制度的対応 を検討	➤ 再エネ特措法の認定にあたり、説明会の開催など<u>地域への事前周知を義務化し、実施されていない場合、申請不可とする措置の検討</u>。（転売の際の変更申請にも適用）。【経】 ➤ <u>関係法令等に違反している場合は再エネ特措法上の転売の変更申請は認定不可とする</u>。【経】 ➤ <u>認定事業者以外の関係者（外注先等）が法令違反を犯した際の認定事業者の責任を明確化するなど</u>、関係者が違反した場合でも、<u>適切な事業実施を担保するための措置</u>を検討。【経】 ➤ 事故の発生状況等を踏まえ、電事法における<u>小規模再エネ設備の柵塀設置義務の検討</u>を行うとともに、<u>工事計画の届出時に関係法令遵守状況を確認</u>する方法について検討。【経】

➡ とりまとめについては、検討会で適切にフォローアップを実施。また、関係省庁が連携し、自治体、事業者、地域の方々に対して わかりやすく発信。【経・農・国・環・総】